

(表面)

児童手当 額改定認定請求書 額改定届 (公務員用)

認定権者 殿		提出年月日 令和 ●●●●	※受付確認年月日 令和 ●●
受給者	(ふりがな) 氏名 ●●●●●● ◎◎○○	職員番号 AA●●●●●●●●	◎◎課 刑事●部
	所属庁 ●●地方裁判所	連絡先(ダイヤルイン) ●●●●●●●●	
	住所 〒●●●●-□□□□ ●●●●県●●●●市●●●●町●●-●●	増額又は減額の別 <input checked="" type="checkbox"/> 増額 <input type="checkbox"/> 減額	

増額又は 住民票上の住所 児童

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所(別居の場合のみ)	※児童との関係で、該当する場合にレ印
◎◎△△	子	令和●●年●●月●●日	同居			<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 父母指定者 <input type="checkbox"/> 同居父母 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 父母指定者 <input type="checkbox"/> 同居父母 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 父母指定者 <input type="checkbox"/> 同居父母 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 父母指定者 <input type="checkbox"/> 同居父母

増額の原因となった子について高校生世代までの子は上部、大学生世代の子は下部に記載する。(既に支給対象の子や第三子の算定対象となっている子の記載は不要)

増額又は減額の原因となる児童の兄弟等(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所

出生以外の原因によって増額となる場合はその他を選択し具体的な原因を記載する。

増額した理由 出生 その他 ()

減額した理由	<input type="checkbox"/> ア. 死亡した <input type="checkbox"/> イ. 監護しなくなった <input type="checkbox"/> ウ. 生計を同じくしなくなった <input type="checkbox"/> エ. 生計を維持しなくなった <input type="checkbox"/> オ. 日本国内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> カ. 未成年後見人でなくなった <input type="checkbox"/> キ. 児童の兄弟等を監護相当の世話をしなくなった	<input type="checkbox"/> ク. 児童の兄弟等の生計費の負担をしなくなった <input type="checkbox"/> ケ. 父母指定者でなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) <input type="checkbox"/> コ. 児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った <input type="checkbox"/> サ. 児童と同居しなくなった(単身赴任の場合を除く) <input type="checkbox"/> シ. その他 ()
--------	---	--

事由の発生した年月日 令和●●年●●月●●日

備考	※認定・改定・却下	※認定・改定・却下年月日	※認定・改定年月	※手当月額
		<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 改定 <input type="checkbox"/> 却下	●●●●	●●●●

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 4 「増額した理由」の欄は、該当するものを選択し、「その他」を選択した場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 5 「減額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを選択してください。「シ」を選択した場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「コ、児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 6 「事由の発生した年月日」の欄は、「4」又は「5」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 7 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 申述書
 - ② 受給者及びその児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その者が世帯主である場合にはその旨、その者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ③ 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ④ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑦ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑧ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類